**指定（許可）の更新申請に関する注意事項について**

栃木県保健福祉部高齢対策課

**１　指定（許可）更新申請書について**

所定の申請書を、別添の通知に記載された提出期限までに審査機関へ提出してください。申請書については、郵送や電子メール等による提出が可能ですので御活用ください。

なお、持参を希望の際には、必ず事前に審査機関に電話連絡を行い、審査日時等を調整の上、御来庁くださるようお願いします。相談がある場合は、余裕をもって行ってください。

**２　提出書類について**

(1)　指定更新申請に必要な提出書類は、次のとおりです。ただし、提出事項以外に変更がある場合は、変更事項に係る関係書類も併せて提出をしてください。

（みなし区分：「一般」及び「経過措置」共通）

①　指定（許可）更新申請に係る提出書類一覧

②　指定（許可）更新申請書（様式第1号の2）

③　付表（各サービスごとに様式が異なります）

④　従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）

⑤　兼務職員一覧（参考様式9:該当無しの場合も添付）

⑥　資格証等の写し（資格等が必要な職種のみ）

⑦　誓約書（参考様式6）

⑧　当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式7）

⑨　管理者の兼務に支障がない旨の申告書（別添：申告書の提出が必要なのは、訪問介護事業所、訪問看護事業所、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所の一部です。詳細についてはホームページで御確認ください。）

(2)　①から⑨の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1192441535941.html

ホーム＞子育て・福祉・医療＞高齢者＞介護保険＞事業者の方へ（各種手続き）＞介護保険事業所の指定、変更、更新、休廃止等の手続き＞介護保険事業所の指定（許可）更新手続

**３　更新申請書の提出部数について**

提出部数は１部ですが、後日記載事項についてお尋ねすることがありますので、必ず控えを作成しておいてください。

**４　更新申請書の提出先について**

更新申請書については、下記の更新申請書類審査機関に提出してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 事業所の所在する市町 | 更新申請書類審査機関 | 電話番号 |
|  |  | 全市町（宇都宮市を除く） | 栃木県高齢対策課介護サービス班介護事業者チームE-MAIL：kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp〒320-8501　宇都宮市塙田1-1-20 | 028-623-3149 |
|  |  | 宇都宮市 | 宇都宮市保健福祉総務課介護事業者指導グループ〒320-0818　宇都宮市旭1丁目1-5 | 028-632-2931 |
|  |  |
|  |  |

（裏面に続く）

**５　その他**

指定（許可）更新手続きについては、「介護保険事業所・施設の指定ガイドブック」を参照してください。ガイドブックは、県ホームページに掲載しております。

（HP）http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/1256881201945.html

ホーム＞子育て・福祉・医療＞高齢者＞介護保険＞事業者の方へ（各種手続き）＞介護保険事業所の指定、変更、更新、休廃止等の手続き＞介護保険事業所の指定申請の手続き

消防法令又は建築基準法令に基づく基準に適合していない場合は、更新ができない場合があります。基準に適合していない場合（適合・不適合が不明な場合を含む）は、更新の申請の前に、管轄の消防部局又は建築部局に相談してください。相談は余裕をもって行ってください。

【対象サービス】居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所（通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護）・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院